

記載例

嫡出子（婚姻している父母の間の子）の場合

富山市役所 市民課戸籍係
電話 076-443-2075（直通）

出生届

子が生まれた
日を含めて、
14日以内に
届出してくだ
さい

令和 7 年 4 月 5 日 届出		受理 令和 年 月 日			
第 号		第 号			
富山市 長 殿		富山市 長 殿			
(1) 生	(フリガナ) トヤマ イチロウ	父 富山 太郎	母 富山 花子	出生届出子 (長男) ※1 ※2	
(2) ま	子 の 氏 名	父 富山 太郎	母 富山 花子	出生届出子 (長男) ※1 ※2	
(3) れ	生まれたとき	令和 7 年 4 月 2 日	午前 午後 11 時 11 分		
(4) た	生まれたところ	出生証明書中の「出生したところ」(施設の名称は不要) 番地 号			
(5) 子	住 所	富山市新桜町 7 番地 3 ABC アパート			
(6) 生	世帯主の氏名	富山 太郎			
(7) ま	世帯主の続柄	子 ※3			
(8) れ	父 母 の 氏 名	父 富山 太郎 母 富山 花子			
(9) た	父 母 の 生 年 月 日	父 平成 5 年 5 月 5 日 (満 31 歳) 母 平成 8 年 3 月 3 日 (満 29 歳)			
(10) 子	本 籍	富山市山室 2 番地			
(11) の	同居を始めたとき	令和 5 年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
(12) 父	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が 1 人から 99 人までの世帯 (日々または 1 年未満の契約の雇用者は 5) ☐ 4. 3 にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または 1 年未満の契約の雇用者は 5) ☐ 5. 1 から 4 にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(13) と	父 母 の 職 業	(国勢調査の年... 年... の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに子が生まれたときだけ書いてください)			
(14) 母	父の職業	母の職業			
(15) そ	その他				
(16) 届	☒ 1. 父 母 ☐ 2. 法定代理人 () ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長				
(17) 出	住 所	富山市新桜町 7 番地 3 ABC アパート			
(18) 人	本 籍	富山市山室 2 番地			
(19) 署	署名 (※押印は任意)	富山 太郎 印 平成 5 年 5 月 5 日生			
(20) 事	事件簿番号				

※1
子の名には常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナが使用可能です。
氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められている読み方を記載してください。

※2
父母が同じ子の中で順番を数えます。前婚の子など、父母のどちらか一方が異なる子は含めません。

【例】元夫 母 父
長男 長男
(どちらも続柄は長男)

※3
世帯主からみた生まれた子の続柄です。

【例】・世帯主が父→子
・世帯主が祖父→子の子

日中連絡のとれる
ところを書いて
ください

連絡先
電話 (076) 431-6111 番
自宅・勤務先・呼出 方

※ 出生届の手続きについて、悩みや不安がある場合は、出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。 [出生届 届出書](#)

届出に必要なもの

・母子健康手帳

※あわせて国民健康保険や児童手当・こども医療費助成の手続きをされる場合は、当市ホームページまたは各担当課へお問合せの上、必要なものをご確認ください。

(保険年金課 Tel.076-443-2065 こども福祉課 Tel.076-443-2249)

出生届出と同時に

お子さまのマイナンバーカードを申請できます！

※申請書の記入が必要です。(詳細は届出時の窓口または当市ホームページでご確認ください)

※用紙右側の「出生証明書」はすべて医師等の証明者が記載します。(子の氏名欄は空欄でも可)